大阪府のうち 和泉市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
兵庫県のうち 神戸市のうち須磨区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
兵庫県のうち 神戸市のうち須磨区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
奈良県のうち 奈良市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
奈良県のうち 奈良市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上

に、　を　に、　を　に、

		四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
和歌山県のうち 橋本市	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
和歌山県のうち 橋本市	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
和歌山県のうち 有田市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
和歌山県のうち 有田市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、